

TAX LAW NEWSLETTER

2020年4月号(2)(Vol.39)

**新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における
税制上の措置について
(2020/4/17 更新版¹)**

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 納税の猶予制度の特例	弁護士・税理士 栗原 宏幸 TEL. 03 6266 8727 hiroyuki.kurihara@mhm-global.com
III. 欠損金の繰戻しによる還付の特例	
IV. テレワーク等のための中小企業の 設備投資税制	税理士 山田 彰宏 TEL. 03 5223 7770 akihiro.yamada@mhm-global.com
V. 消費税の課税事業者選択届出書等 の提出に係る特例	税理士 丸山 木綿子 TEL. 03 6212 8312 yuko.maruyama@mhm-global.com
VI. <u>通達の改正—資金繰り困難先に対する 債権放棄、低利融資等の取扱い</u> (2020/4/17 更新)	
VII. 今後の動向等	

I. はじめに

2020年4月7日、安倍晋三首相は新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、7都府県を対象とする緊急事態宣言を発令しました。また、同日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定されました²。加えて、国税庁は、同年4月13日付で法人税基本通達等の一部改正を行いました。

本ニュースレターでは、上記経済対策における税制上の措置のうち企業に関わりが深い措置(下記①~④)と、上記通達の改正内容(下記⑤)について、現時点(2020年4月16日時点)で判明している概要を説明します。

- ① 納税の猶予制度の特例
- ② 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ③ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ④ 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- ⑤ 通達の改正—資金繰り困難先に対する債権放棄、低利融資等の取扱い

¹ 本ニュースレターは、2020年4月8日に配信・公表した [TAX LAW NEWSLETTER 2020年4月号](#) に、配信・公表後に行われた通達の改正に関する説明である「**VI. 通達の改正—資金繰り困難先に対する債権放棄、低利融資等の取扱い**」を加筆したものです。

² 以下の内閣府のウェブサイトから全文が入手可能です。
<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

TAX LAW NEWSLETTER

II. 納税の猶予制度の特例³

基本的に全ての税目⁴を対象として、令和2年(2020年)2月1日から令和3年(2021年)1月31日までに納期限が到来する国税について、以下の内容の1年間の納税の猶予⁵が設けられることとなりました(地方税、社会保険料についても同様の仕組みが設けられることとされています)。

適用対象者 (猶予の要件)	以下の①と②のいずれも満たす者 ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年(2020年)2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること ② 一時に納税を行うことが困難であること
対象となる国税	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年(2020年)2月1日から令和3年(2021年)1月31日までに納期限が到来する国税(印紙で納付する印紙税等を除く。) 既に納期限が到来している国税にも遡及して適用することが可能
申請手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の施行から2ヶ月後、又は、納期限(申告納付期限が延長された場合は延長の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料の提出(提出が難しい場合は口頭での状況確認)
担保	不要
延滞税	免除

対象期間の損益が黒字であっても、猶予の要件を満たせばこの特例を利用できるものとされています。また、猶予の要件の②(一時に納税を行うことが困難であること)の判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請者の置かれた状況に配慮し適切に対応することとされています。

III. 欠損金の繰戻しによる還付の特例⁶

現在は中小企業者等(資本金1億円以下等の要件を満たす法人)に認められている青色欠損金の繰戻し還付を、資本金1億円超10億円以下の法人⁷にも適用できることとする特例が設けられることとなりました。

この特例は、令和2年(2020年)2月1日から令和4年(2022年)1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。

³ https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf

⁴ 印紙で納付する印紙税等を除きます。

⁵ 猶予期間内における途中での納付や分割納付等、事業の状況に応じて計画的に納付することも可能とされています。

⁶ https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

⁷ 但し、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人等)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

TAX LAW NEWSLETTER

これにより、前期黒字だった企業が、新型コロナウイルスの影響により当期赤字（欠損）となった場合に、欠損金額を前期に繰戻すことにより法人税の還付を受けることができることとなります。

なお、この特例とは別に、新型コロナウイルスの影響により損失が発生した場合には、現行法の災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があるとされています。

IV. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制⁸

中小企業者等がテレワーク等のための設備の取得等をした場合に、即時償却又は税額控除の適用を受けられる措置が設けられることとなりました（中小企業経営強化税制の対象設備の拡充）。具体的には、デジタル化設備⁹について、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除をすることができるものとされます。

V. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例¹⁰

消費税の免税事業者が課税事業者となることを選択する場合、原則としてその課税期間の開始前に届出書を提出する必要があるとされていますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、一定の要件¹¹に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者となることを選択ができることとする特例が設けられることになりました¹²。

これにより、例えば、事業者（免税事業者）の収入が著しく減少し、結果として仕入れに係る消費税額が売上に係る消費税額を上回ることとなった場合等には、事業者は、課税期間開始後であっても、申告期限までに申請書を提出して課税事業者となった上で、一般課税により消費税の申告を行うことにより、消費税の還付を受けることが可能になると考えられます。

なお、この特例においては、継続適用の必要はないとされており、課税事業者の選択をした翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能とされています。

⁸ https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure4.pdf

⁹ 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備とされ、対象設備としては、機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアが当たるとされています。

¹⁰ https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure2.pdf

¹¹ 以下の①～③が要件とされています。

- ① 特例に係る法律（案）の施行後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020年）2月1日から令和3年（2021年）1月31日までの期間のうち、一定期間（1ヶ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合

¹² 課税事業者をやめて免税事業者になることについても、同様の措置が設けられます。

TAX LAW NEWSLETTER

VI. 通達の改正—資金繰り困難先に対する債権放棄、低利融資等の取扱い（2020/4/17 更新）¹³

国税庁が2020年4月13日付で行った法人税基本通達等の一部改正の内容は、大要、新型コロナウイルス感染症¹⁴が発生し、自己の責めに帰すことのできない事情（入国制限や外出自粛の要請など）が生じたことにより、売上の減少等に伴い資金繰りが困難となった取引先に対する支援については、災害による被災者に対する支援に係る取扱いと同様に、寄附金、交際費等に該当しない（すなわち損金に算入される）ことを明らかにするものです。

この改正通達の対象となる「支援」には、①売掛債権、貸付債権等の放棄、②既存の契約のリース料、貸付利息等の免除等の契約条件変更、③低利・無利息の融資、④見舞金の支出、事業用資産の供与や役務提供、などが含まれます。

上記Ⅱ～Ⅴの税制上の措置が今後立法措置を必要とするのと異なり、この通達の改正は既に効力が生じています。

VII. 今後の動向等

上記Ⅱ～Ⅴで述べた特例等を含む税制上の措置の実施については、関係法案が国会で成立すること等が前提となるとされています。今後の法改正の動向は注視する必要があります。

NEWS

➤ 新型コロナウイルス対応 参考リンク集（4月16日更新）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所HPにまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

➤ 新型コロナウイルス感染症への対応について（4月15日更新）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受け、当事務所では下記の対応を実施いたします。

■在宅勤務について

当事務所では、4月9日より東京・大阪・福岡オフィスにおいて、4月13日より名古屋オフィスにおいて、4月16日より高松オフィスにおいて、それぞれ原則

¹³ <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2004xx/index.htm>

¹⁴ 改正通達は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定の適用を受ける新型インフルエンザ等」を適用対象としており、今回の新型コロナウイルス感染症はこれに含まれます。

TAX LAW NEWSLETTER

として在宅勤務態勢となります。また、海外オフィス（4月15日時点で、北京・上海・シンガポール・ホーチミン）においても、原則として在宅勤務態勢をとっています。なお、その他のオフィスにおいても、出勤者を減らすなどの対応をとっており、今後、状況に応じて在宅勤務となることがあります。

国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承いただき、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止もしくは延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトにてその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を申し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式での実施へと移行いたします。

■代表電話へのお問い合わせについて

在宅勤務への移行に伴い、代表電話へのお問い合わせを受けられない状態となります。皆さまにはご不便をおかけいたしますが、当事務所ウェブサイトの[お問い合わせフォーム](#)からご連絡くださいますようお願い申し上げます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

TAX LAW NEWSLETTER

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
www.mhmjapan.com